

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 各務原市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5 %
全職員	72.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.2 %
本庁課長相当職	96.3 %
本庁課長補佐相当職	97.8 %
本庁係長相当職	100.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.9 %
31～35年	93.4 %
26～30年	86.2 %
21～25年	84.0 %
16～20年	89.3 %
11～15年	90.9 %
6～10年	84.8 %
1～5年	92.3 %

【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合は93.4%、住居手当の総額に占める男性の割合は73.1%となっている。

週の勤務時間が38時間45分未満の職員については、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算して平均給与額を算定している。

選挙補助等一時的に任用される短期及び短時間勤務職員は対象外としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。